鳥取市老人福祉施設整備費借入金償還補助金交付要綱

題名一部改正(平成８年２月改正)　別表改正（平成９年９月改正）　別表改正（平成１０年１１月改正）
別表改正（平成１２年４月改正）　別表改正（平成１２年１２月改正）　別表改正（平成１４年１２月改正）
別表改正（平成１５年１０月改正）　別表改正（平成２３年１０月改正）

（目的）

第１条　この要綱は、社会福祉法人が本市内に老人福祉施設を設置するために、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた借入金の償還金に対し、予算の範囲内において鳥取市が補助金を交付することについて、鳥取市補助金等交付規則（昭和４２年鳥取市規則第１１号。以下「規則」という。）によるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正(平成８年２月改正)　一部改正(平成１２年４月改正)　一部改正(平成１５年１０月改正)

（用語の定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）償還利子　独立行政法人福祉医療機構から借り入れた借入金の償還時における利子（延滞金に係るものは含まない。）をいう。

（２）市中銀行　市内に本店、支店又は営業所等を有する金融機関をいう。

（３）既往借入金　施設ごとに社会福祉法人が本補助金の交付の対象となる事業に要する経費に充てるため独立行政法人福祉医療機構又は市中銀行から借り入れた資金をいう。

（４）借換え　既往借入金を一括して弁済するため、当該既往借入金と同額の資金の融資を新たに受けることをいう。

（５）借換借入金　借換えのために新たに借り受けた資金をいう。

本条追加（平成８年２月改正）一部改正(平成１２年４月改正)　一部改正（平成１５年１０月改正）一部改正（平成２３年１０月改正）

（補助対象事業）

第３条　補助金交付の対象となる事業は、社会福祉法人が、次の各号に掲げる老人福祉施設の施設整備及び設備整備を行う事業（介護保険法（平成９

年法律第１２３号）第８条第１項に規定する居宅サービス事業を行うものを除く。）とする。

（１）ケアハウス

（２）在宅介護支援センター

（３）高齢者生活福祉センター

本条追加(平成８年２月改正)　一部改正(平成１２年４月改正)　一部改正（平成１２年１２月改正）

一部改正（平成１４年１２月改正）

（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助金交付の対象となる経費は、別表第１欄に掲げる事業の区分に応じて、当該事業を行うための施設整備費及び設備整備費の償還利子とし、交付する補助金の額は、それぞれ同表第２欄に掲げる額とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

一部改正(平成８年２月改正)　一部改正(平成１２年４月改正)

（既往借入金の借換え後の補助金の交付）

第５条　借換借入金が次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当該借換借入金に係る元金及び利子について本補助金を交付するものとする。この場合において、借換えにより生じた市中銀行の事務手数料については、本補助金の対象外とする。

（１）既往借入金の元金及び利子が従前から本補助金の交付を受けているものであること。

（２）既往借入金を一括して返済するために借り入れるものであること。

（３）借換借入金に係る利子の総額が既往借入金に係る将来の利子の支払総額（当該借換えに伴う弁済補償金を含む。）に満たないものであること。

（４）借換借入金の利子の割合が当該借換借入金の返済期間において変更がないものであること。

２　借換借入金に対する本補助金の額は、当該借換え前の既往借入金に係る本補助金の交付額の算定の例によりこれを算定し、予算の範囲内で交付する。

３　借換えの回数は、１回を限度とする。

４　借換えをした者は、既往借入金を一括して弁済するものとし、弁済したときは、速やかにそのことを証する書類を市長に提出しなければならない。

５　借換え後も本補助金の交付を受けようとする者は、事前に本条第１項各号のいずれにも該当することを証する書類を市長に提出しなければならない。

本条追加（平成２３年１０月追加）

（補助金の交付申請）

第６条　本要綱による補助金を受けようとするときは、規則第４条の規定による補助金等交付申請書に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の変更申請）

第７条　規則第９条の規定に基づき、申請事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長にその承認を受けなければならない。

（実績報告）

第８条　規則第１２条の規定による実績報告は、補助金の交付のあった年度の翌年度の４月２０日までにしなければならない。

（補助金帳簿等の整備）

第９条　規則第１７条の規定による帳簿には、補助事業についての収入額及び支出額を記載するとともに、収入及び支出の内容を証する書類を整備し、補助事業完了後５年間保管しなければならない。

（委　任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

第３条から第７条まで２条繰下げ、別表追加(平成８年２月改正) 第５条から第９条まで繰下げ（平成２３年１０月改正）

附　則

この要綱は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

１．この要綱は、平成８年２月１日から施行する。

２．平成８年１月３１日までに補助金の交付決定を受けている事業については、なお従前の例による。

附　則

１．この要綱は、平成９年１０月１日から施行する。

２．平成９年９月３０日までに補助金の交付決定を受けている事業については、なお従前の例による。

附　則

１．この要綱は、平成１０年１１月１６日から施行する。

２．平成１０年１１月１５日までに補助金の交付決定を受けている事業については、なお従前の例による。

附　則

１．この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

２．平成１２年４月１日までに補助金の交付決定を受けている事業については、なお従前の例による。

附　則

１．この要綱は、平成１２年１２月１９日から施行する。

２．平成１２年１２月１８日までに補助金の交付決定を受けている事業については、なお従前の例による。

附　則

１．この要綱は、平成１４年１２月２０日から施行する。

２．平成１４年１２月１９日までに補助金の交付決定を受けている事業については、なお従前の例による。

附　則

１．この要綱は、平成１５年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２．平成１５年９月３０日までに補助金の交付決定を受けている事業については、なお従前の例による。

３．河原町、気高町、鹿野町及び青谷町の編入の日前に河原あすなろ施設整備費借入金償還補助金交付要綱（平成８年７月１日制定）、気高あすなろ

施設整備費借入金償還補助金交付要綱（平成１６年４月１日制定）、気高町デイサービスセンター施設整備費借入金償還補助金交付要綱（平成１６年４月１日制定）、鹿野町老人福祉施設整備費借入金償還補助金交付要綱（平成８年４月１日制定）、青谷町老人福祉センター施設整備費借入金償還補助金交付要綱（平成元年４月１日制定）又は特別養護老人ホーム気高あすなろ施設整備費借入金償還補助金交付要綱（平成８年４月１日制定）（以下これらを「編入前の要綱」という。）により補助金の交付決定を受けている事業については、なお編入前の要綱の例による。

附　則

この要綱は、平成１６年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年１０月３１日から施行し、平成２３年度事業から適用する。

別表

１　第３条第１号に掲げる事業	独立行政法人福祉医療機構の償還利子の１／２の額と当該経費について県等の補助金の交付が受けられる場合は、その補助金の額を控除した額とを比較して少ない方の額。
２　第３条第２号及び第３号に掲げる事業	独立行政法人福祉医療機構の償還利子の１／４の額と当該経費について県等の補助金の交付が受けられる場合は、その補助金の額を控除した額とを比較して少ない方の額。

改正（平成１０年１１月）　一部改正（平成１２年４月改正）　一部改正（平成１２年１２月改正）

一部改正（平成１４年１２月改正）　一部改正（平成１５年１０月改正）